

報告第 2 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 7 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和元年6月21日	1,700円	足立区保木間四丁目48番13号 株式会社内山 代表取締役社長 中嶋 達也	平成31年1月25日付締結した契約に基づく代金の支払を遅延し、遅延利息相当額の損害を与えた。